

令和7年第2回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和7年2月10日、午前9時30分から、市役所4階議会会議室において、令和7年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
------	-------

教育指導担当部長	岸 知聡
----------	------

教育総務課長	涌田 恵一郎
--------	--------

学務課長	佐藤 由美子
------	--------

指導課長	長澤 慎哉
------	-------

生涯学習課長	工藤 紀
--------	------

学校給食課長	中島 英
--------	------

図書館課長	久野 由人
-------	-------

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第3号議案

「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」

(5) 日程第5 第4号議案

「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 第5号議案

「稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約」

(7) 日程第7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和７年第２回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第１ 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員
 をお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。

次に、日程第３「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

学務課長 1 学校給食費未納者への対応について
2 令和6年度児童・生徒数・学級数（令和7年1月1日現在）について

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 その他について
- 5 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況（12月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について

9 i プラザの主な主催事業の実施状況について

- 学校給食課長 1 3 学期の学校給食開始について
2 稲城第七小学校給食時間巡回について

- 図書館課長 1 市主催事業について
2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
3 分館主催行事について
4 城山体験学習館の主な事業について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
それでは、日程第4 第3号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
本案につきましては、学校給食費の額の改定をするため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。
詳細につきまして、学務課長より説明いたします。

学務課長 資料につきましては、タブレット上の第3号議案をお開きください。議案概要説明書に沿ってご説明申し上げます。

件名、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則。
概要でございます。

本案は、学校給食費の額の改定をするため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。

改定の理由でございますが、給食費については、物価高騰が続くことや令和6年11月に公益財団法人東京都学校給食会から提示された精米価格の上昇が著しく、メニューの工夫だけでは対応が困難であることから、学校給食費を見直し、その結果、増額改定することとしたものでございます。

改定の経過でございますが、学校給食費の改定について令和6年12月9日に稲城市立学校給食共同調理場運営委員会で意見を伺い、改定については止むを得ないだろうといったような回答をいただいているところでございます。

次に、改定額の考え方でございます。

前回の改定額算出時（令和5年6月）を100とした場合の令和6年9月の東京都区部の消費者物価指数（食料）105.8を基にした5.8%の上昇率と、前回の精米価格の改定時（令和6年1月）を100とした場合の令和6年11月の価格上昇率59%を加味し、給食の質と量を確保するため、平均で10.97%の改定額といたしました。

改正の内容でございます。

第4条第1項中の給食費の額を改正いたします。

まず、(1)小学校の低学年でございしますが、月額で旧単価が4,200円、こちらを新単価4,660円へ、(2)の小学校中学年で、月額旧単価4,580円を新単価5,080円、(3)小学校高学年、月額旧単価5,010円を新単価5,560円、(4)中学校、月額旧単価で5,440円を新単価で6,040円。

ここまでは、小・中学校の児童・生徒でございます。

次に、(5)職員といたしまして、ア、小学校に勤務する職員、月額旧単価5,873円を6,425円。イ、中学校に勤務する職員旧単価6,251円を新単価6,856円に改定する予定でございます。

施行期日でございます。

この規則につきましては、令和7年4月1日から施行することといたします。また、附則において、適用区分等について規定をいたします。

次に、新旧対照表でご説明申し上げます。4ページをご覧ください。

給食費の額でございます。

まず旧単価、新単価の順でご説明いたします。

給食費の額、第4条、給食費の額は、次の各号に掲げる給食の対象者ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校低学年、月額4,200円。

(2) 小学校中学年、月額4,580円。

(3) 小学校高学年、月額5,010円。

(4) 中学校、月額で5,440円。

(5) 職員、ア、小学校に勤務する職員、月額5,873円。イ、中学校に勤務する職員、月額6,251円。

こちら旧単価でございます。こちらを左側のように、下線部のところが変更になりますが、新のところで記載しているとおりとなります。

給食費の額、第4条、給食費の額は、次の各号に掲げる給食の対象者ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校低学年で、月額4,660円。

(2) 小学校中学年、月額5,080円。

(3) 小学校高学年で、月額5,560円。

(4) 中学校、月額6,040円。

(5) 職員、ア、小学校に勤務する職員、月額6,425円。イ、中学校に勤務する職員、月額6,856円。

新旧対照表でのご説明は下線部分が変わるというところで、このとおりとなります。

次に、付則等を含めた部分についてご説明いたします。

2ページになりますが、稲城市学校給食に関する規則の一部を改正する規則でございます。

稲城市学校給食費に関する規則の一部を次のように改正する。第4条第1項第1号中「4,200円」を「4,660円」に改め、同項第2号中「4,580円」を「5,080円」に改め、同項第3号中「5,010円」を「5,560円」に改め、同項第4号中「5,440円」を「6,040円」に改め、同項第5号中「5,873円」を「6,425円」に、「6,251円」を「6,856円」に改める。

付則。施行期日。第1条。この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という）から施行する。

適用区分。第2条。この規則による改正後の稲城市学校給食費に関する規則第4条の規定は、令和7年4月以後の月分の給食費について適用し、同年3月分までの給食費については、なお従前の例による。

準備行為。第3条。規則第3条第2項に規定する申込書の提出に関し必要な行為及び第7条第2項に規定する口座振替の方法に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる、といたしました。

学務課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 生活実感からすると、10%程度の上昇は致し方ないかなというふうに感じております。改定額の考え方ですが、消費者物価指数を基に5.8%の上昇率。それから、精米価格、こちらの価格上昇59%を加味ということですが、それが結果として10.97%になるという中身がちょっとよく分からないので、そこをご説明いただければと思います。

それから、今回は、主に米価の上昇が改定の理由というふうに書いてありますが、米価が下がった場合はマイナス改定もあり得るのかというご質問です。よろしくお願いします。

教 育 長 学務課長。

学務課長 まず、改定率の考え方につきましては、今ご説明したとおりでございますが、小学校第1・第2学年、小学校第3・第4学年、小学校第5・第6学年と中学校で、それぞれ現行の月額に給食費の月数、こちらは11か月分でございますが、それを掛けまして、まず合計額を出します。そこに精米の価格の上昇率、この場合1.59になりますが、こちらを掛けまして、賄い材料費の中で占める割合を算出しました。それにさらに、それ以外の食材の物価上昇率、こちらは、1.058になりますが、これらを掛け、賄い材料

費中の今度は精米以外の食材の占める割合を算出しました。こちらが0.9%になります。改定後の月額10円未満は切り捨てるものとしたしまして、それぞれで4.66円から6.04円までの日額の改定額を算出いたしました。その後、年間の改定後の年額を出しまして、その後、給食の日数、小学校と、それから、中学校では基準の日数が異なりますので、こちらを加味しまして、上昇率を出したところ、10.95%から11.03%までの数値が示されましたので、これらを平均して10.97%というふうにさせていただいたところでございます。

次に、お米等の価格が下がった場合は、その食材金額一つ一つに対して改定するかどうかということ以前に、全体として多く使うもの、またそれほど使わないもの、そういったものの上昇率なども加味して総合的に判断したいというふうに考えております。その場合については、学校給食共同調理場運営委員会からご意見をいただく等しながら、総合的な判断が必要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ありがとうございました。

ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですが。上昇率、いわゆる10%のうち、お米の上昇分が何%、それ以外が何%というのは何か出ていましたでしょうか。すみません、もう一度お願いします。

教 育 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。
学務課長。

学務課長 お時間頂戴しました。

まず、お米の割合が全体の1割。それ以外のものが9割。占める割合については、このような感じでございます。

以上でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 改定の理由の中で「精米価格の上昇が著しく」と書いてあったので、こ

こが中心なのかなというふうに読み取ってしまったんですね。でも、結果とすれば米は1割で、それ以外の上昇分が効いてるのは9割というふうに解釈してよろしいですか。そうなってくると、ちょっと改定の理由が結果としては違うんだなという感覚を持ちますけれども、いかがでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 学校給食におきましては、食育等の観点からも、お米を使用する回数が多くございます。こういったことから考えますと、この全体の1割ではございますが、お米の上昇率というののがかなりの金額を占めることになります。全体のまず食材として様々なものを使う割合の中からお米を出した分については1割程度にはなりますが、金額として占める割合が大きいところがございますので、こういった理由とさせていただいているところでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 私の質問の意図が通っていなかったかもしれないんですが、金額としては大きいとなれば、10%の値上げの中で比率が大きくなるんじゃないかなというのが一番初めの質問なんですけれど、それが1割というご回答だったので、それだったら9割分の上昇は他の食材というふうに私は聞こえました。そうじゃないということですか。

教 育 長 教育部長。

教育部長 今回の算定なんですけれども、今までは主に消費者物価指数の5.8%を基に、これまでの給食費改定では参考にしてまいりましたが、先ほど説明したとおり、今回の改定の主な理由が精米の価格上昇が59%と非常に大きかったものですから、そこを加味して算定をいたしました。その計算の中で、まず、59%と5.8%で、これを加味してどうして10.97%になったかというご質問かと思うんですけれども、お米を含む全体の賄い材料費の中で精米が占める価格の割合が10%、その他の食材を占める割合が90%ですので、そこを算出いたしまして出した割合が10.97%になります。一番冒頭の説明のところで学務課長がいろいろ説明したところでは、非常に分かりにくかったかなと思うんですけれども、精米の食材費に占める価格の加重平均の中で算出した数値と、その他の食材の占める割合と5.8%を加味しまして、結果的には10.97%ということで、きちんとした数式で出しております。もし分からなければ、その算出表を見せたほうが分かりやすいか

なと思うんですが、今、ちょっとお示ししてもよろしいですか。

教 育 長 お願いします。
 暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

教 育 長 再開します。
 学校給食課長。

学校給食課長 このたびの給食費改定でございますが、通常、消費者物価指数を参考に給食費改定を進めているんですが、精米単価が159%という著しい上昇がありましたもので、その給食費全体を占める割合が1割、その他の食材が占める割合が9割でございます。なので、加重平均という形の計算方法を取りまして、食材価格全体として10.97%というような形での給食費の改定が妥当であるという判断をしたものでございます。
 以上でございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 ご説明ありがとうございます。よく分かりました。
 精米価格の価格上昇率59%加味すると書いてあったので、何かここが小さいようなイメージで説明が通ってしまったので、そこで私が勘違いしたんだと思います。どうもありがとうございました。

教 育 長 ほかにご質問いかがでしょうか。

（ なしの声あり ）

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

 これより、第3号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしま

した。

次に、日程第5 第4号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立学校の通学区域に関する基本方針に基づき、稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長 それでは、タブレットの資料は第4号議案、こちらをお開きください。
議案概要説明書、こちらからご説明させていただきます。
件名、稲城市立公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則。
概要でございます。

本案は、令和6年第10回稲城市教育委員会定例会において承認された「稲城市立学校の通学区域に関する基本方針」に基づき、稲城市立稲城第二小学校、稲城市立稲城第三小学校、稲城市立稲城第四小学校、稲城市立稲城第六小学校、稲城市立向陽台小学校、稲城市立城山小学校、稲城市立長峰小学校及び稲城市立若葉台小学校並びに稲城市立稲城第一中学校及び稲城市立稲城第四中学校の通学区域を変更するため、稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する必要があるので本案を提出するものでございます。

改正の内容でございます。

改正の内容は、規則上における別表第1、第3条関係でございます。

まず、1つ目といたしまして、稲城第二小学校の通学区域の一部を、長峰小学校又は若葉台小学校の通学区域に編入します。

2つ目として、稲城第三小学校の通学区域の一部を、城山小学校の通学区域に編入します。

向陽台小学校の通学区域の一部を、城山小学校の通学区域に編入します。

稲城第四小学校の通学区域の一部を、稲城第六小学校の通学区域に編入いたします。

別表2、第3条関係でございます。

稲城第一中学校の通学区域の一部を、稲城第四中学校の通学区域に編入いたします。

次に、施行期日でございます。

この規則は、令和7年4月1日から施行いたします。

また、付則においては、経過措置等について規定するものでございます。

次に、これらにつきましては、新旧対照表で変わる住所地、地番について

ては下線でお示ししているものがございますが、こちらは11ページから15ページにわたりまして記載しておるところでございます。詳細につきましては、こちらのほうをご参照ください。

次に、付則の部分をご説明させていただきます。

付則。施行期日。第1条。この規則は、令和7年4月1日から施行する。

経過措置等。第2条。この規則における改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和7年4月1日に就学する児童又は生徒は、この規則改正前の別表第1及び別表第2に規定する学区の学校に就学し、卒業するまで同校へ通学することができる。

第3条。若葉台1丁目1番地から18番地までの現在稲城第二小学校に就学している児童及び令和7年4月以降に入学及び転学予定の児童については、長峰小学校への就学を選択することができる。

2。坂浜1131番地から1135番地まで及び1445番地から1451番地まで並びに坂浜5丁目2番地の1から20までの令和7年4月1日以降に入学及び転学予定の児童については、若葉台小学校への就学を選択することができる。

3。向陽台2丁目の令和7年4月1日以降に入学及び転学予定の児童については、向陽台小学校への就学を選択することができる。

4。大丸864番地から866番地までの令和7年4月以降に入学及び転学予定の児童については、稲城第三小学校への就学を選択することができる。

5。前各項にて選択後は児童が卒業するまで同校に就学するものとする。

第4条。この規則の施行の際現に稲城第二小学校、稲城第三小学校、稲城第四小学校、向陽台小学校及び稲城第一中学校に在学する児童及び生徒は、令和7年4月1日から卒業するまでの間は、同校に通学することができる。

第5条。付則第2条から前条までの規定により通学した児童の中学校への進学については、在学する小学校を学区域とする中学校へ進学することとする、といたします。

学務課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第4号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第5号議案及び日程第7 報告事項を議題といたします。

第5号議案及び報告事項は議会提出案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(これより第5号議案及び報告事項は非公開審議)

非公開審議

(これにて第5号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。

これより、第5号議案「稲城市立稲城第二小学校校舎増築工事請負契約」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前10時1分閉会)